

身体障害者旅客運賃割引規則の一部改正（2023年2月10日九州旅客鉄道株式会社公告第16号）

現行	改正
<p data-bbox="577 248 651 276">(前略)</p> <p data-bbox="159 331 264 359">(割引率)</p> <p data-bbox="129 373 1115 448">第7条 身体障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。</p> <p data-bbox="562 632 667 659">(以下略)</p>	<p data-bbox="1585 248 1659 276">(前略)</p> <p data-bbox="1173 331 1279 359">(割引率)</p> <p data-bbox="1144 373 2130 448">第7条 身体障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。</p> <p data-bbox="1144 461 2130 576"><u>2 旅客営業規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第2号。）第66条の規定により鉄道駅バリアフリー料金を旅客運賃とあわせ収受する場合には、その合計額に対して前項の割引率を適用する。</u></p> <p data-bbox="1585 639 1691 667">(以下略)</p>

附則

九州旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則（1987年4月1日九州旅客鉄道株式会社公告第5号）の一部を改正し、2023年3月18日から施行します。